

答申(案)

令和元年(2019年)10月〇日

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市特別職報酬等審議会
会長 北村 亘

特別職の給料及び議員の報酬等について(答申) (案)

令和元年(2019年)6月18日付け元総人第1051号で諮問のあった

- 1 市長、副市長、教育長、水道事業管理者、及び常勤の監査委員
(以下「特別職職員」という。)に対する給料の額に関する事項
- 2 議員及び特別職職員に対する期末手当に関する事項
- 3 特別職職員に対する地域手当に関する事項
- 4 議員に対する議員報酬の額に関する事項

について、本審議会は4回にわたって慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

- 1 特別職職員の給料額
今後、定期的に特別職報酬等審議会が開催されることを前提に、現行額を据え置くことが適当である。
- 2 議員及び特別職職員に対する期末手当
現行の算出方法が適当である。
また、国の人事院勧告の取扱いに準じた、支給月数の改定については、現行どおり、一般職の職員と同様に行うことが適当である。
- 3 特別職職員に対する地域手当
現行どおり、国の地域手当制度に準じて支給することが適当である。
- 4 議員に対する議員報酬の額
今後、定期的に特別職報酬等審議会が開催されることを前提に、現行額を据え置くことが適当である。

5 特別職の給料及び議員の報酬等を据え置くこととする理由

(1) 特別職職員の給料額

審議にあたっては、本市のこれまでの特別職職員及び一般行政職の職員の給料月額の変動状況や財政状況等を踏まえながら、令和2年(2020年)4月から中核市に移行することを見据えて、本市と行政規模が同等であると考えられる、全国の人口30万人以上の中核市(以下「類似都市」という。)及び大阪府内の各市の特別職職員の給料等を調査し、類似都市との均衡を図ることを基本とし、社会情勢や吹田市の現状についても考慮しながら検討を行った。

なお、府内の多くの団体で、選挙公約や財政状況を理由とし、特例による減額を実施されているが、特例による減額については、市長が自ら政治的判断に基づいて実施するものであるため、本審議会においては、条例本則月額について議論した。

本市の現行の特別職職員の給料額については、類似都市、特に近隣の中核市との比較において、概ね均衡を逸さない状況であることが確認された。

社会情勢については、消費者物価指数が全国、近畿大都市圏ともに上昇基調にあり、一般職の職員の給料は、平成26年(2014年)以降、5年連続でプラスの人事院勧告が実施されている。

また、本市の状況としては、近年では、JR岸辺駅周辺において、健康・医療をコンセプトとしたまちづくりが進むなど、街の魅力が向上する中、市の人口が37万人を超え、財政状況については、財政調整基金からの繰入れや臨時財政対策債の発行による財源不足の補填をしていない状況や、財政力指数等の類似都市との比較なども踏まえ、不健全な状態でないことが確認された。

以上のことから、今後、定期的な審議会の開催を前提に、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

【 参 考 】

給料月額(現行)

| | |
|---------|------------|
| 市長 | 1,050,000円 |
| 副市長 | 920,000円 |
| 教育長 | 810,000円 |
| 水道事業管理者 | 810,000円 |
| 常勤の監査委員 | 570,000円 |

(2) 議員及び特別職職員に対する期末手当

大阪府内の各市の期末手当の支給月数については、本市と同等、もしくは同等に近い支給月数を採用しており、現行の支給月数で概ね均衡がとれている状況である。

また、人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて行う支給月数の改定については、本市と同様に府内の多くの市で審議会への諮問をせずに一般職の職員の取扱いに準じた内容で行われており、今後についても現行の取扱いが適当であると考えます。

【 参 考 】

算出方法

ア 議員

(議員報酬月額+役職加算相当分) × 支給月数(現行 4.4 月)

イ 特別職職員

(給料月額+地域手当+役職加算相当分) × 支給月数(現行 4.4 月)

(3) 特別職職員に対する地域手当

地域手当については、国で定められた制度で、地域ごとの民間の賃金水準を基礎として物価等を考慮して定められたものであることから、特別職職員についても一般職の職員と同じ率(現行 12%)を適用することが適当であると考えます。

(4) 議員に対する議員報酬の額

審議にあたっては、一般財源に対する議会費の割合、類似都市における議員報酬月額 of 住民一人当たりの額、議員の活動内容等を参考に、議員の報酬制度について議論を行った。

議論の中では、平成 23 年(2011 年)に議員の年金制度が廃止され、また、全国的には、議員のなり手不足が深刻となる中、議員の報酬については、人材を確保し、議員活動を保障する十分な額とする必要があるといった意見があった。

議員の報酬額については、特別職職員と同様に、市民からの税金を原資としており、市民理解を得る必要があることから、類似都市と均衡を図ることが不可欠であるとの意見もあり、他団体の報酬額との比較を行った。

その結果、本市の現行の議員報酬の額は、類似都市、特に近隣の中核市との比較において、概ね均衡を逸さない状況であることから、特別職職員と同じく、今後、定期的な審議会の開催を前提に、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

【 参 考 】

報酬月額(現行)

議長 740,000円

副議長 700,000円

議員 650,000円

6 その他

今回、特別職職員の給料及び議員の報酬を据え置くことと答申するにあたっては、今後、特別職報酬等審議会が定期的開催されることを前提とした。

これは、今審議会において、現行の額は妥当であると認められるが、適正な水準を保つためには、定期的に審議会を開催し、その時々の本市の現状や、社会情勢、また他市の動向等を確認し、審議する必要があると考えたためである。

なお、定期的な開催の頻度については、市長や議員の任期中に1回開催すると考えれば、概ね4年毎に開催することが望ましいという意見で一致した。このことを答申に添え、付帯意見として申し述べる。

以上

審議の開催状況

| 回数 | 開催日 | 主な審議事項 |
|-----|------------------|-----------------------|
| 第1回 | 令和元年(2019年)6月18日 | 会長、職務代理者の選任、諮問、資料説明 |
| 第2回 | 令和元年(2019年)8月7日 | 特別職職員の給料 |
| 第3回 | 令和元年(2019年)9月3日 | 議員の報酬、議員及び特別職職員に対する手当 |
| 第4回 | 令和元年(2019年)9月30日 | 答申案について |
| | 令和元年(2019年)10月 日 | 市長に答申 |

吹田市特別職報酬等審議会 名簿

| | |
|-------|-------|
| 会長 | 北村 亘 |
| 職務代理者 | 足立 泰美 |
| 委員 | 池口 誠 |
| 委員 | 上西 通氏 |
| 委員 | 大枝 正人 |
| 委員 | 大川 伸郎 |
| 委員 | 金戸 省三 |
| 委員 | 川西 克幸 |
| 委員 | 坂田 俊之 |
| 委員 | 立田 宏 |
| 委員 | 西村 元秀 |

(委員 50 音順)